

# 長野市景観審議会について

## 景 観 審 議 会

景観審議会は、市長の諮問に応じて長野市景観計画の変更や修正、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定など景観の形成に関する必要な事項の調査、審議、長野市の景観を守り育てる条例に基づく顕彰の選考等を行うとともに、長野市屋外広告物条例に関する調査、審議をする組織

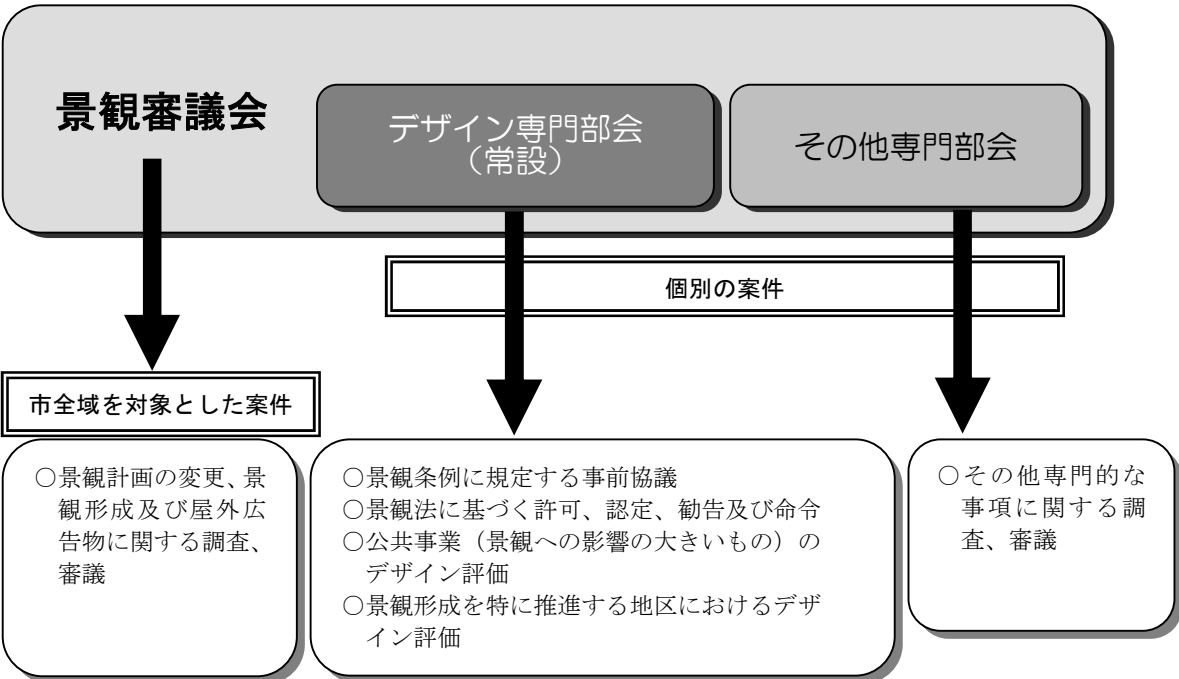
## デザイン専門部会

景観法に基づく許可、認定、勧告及び命令に関する事項、景観形成を特に推進する地区におけるデザイン評価に関する事項、公共事業のデザイン評価に関する事項等について、長野市の景観を守り育てる条例に基づき、景観審議会の中に設置し、景観に関する専門的な意見を聴くための組織

\* デザイン専門部会の議決をもって、景観審議会の議決とすることができる  
(条例第 37 条第 2 項)

## そ の 他 専 門 部 会

景観計画、屋外広告物条例の改定など必要の応じ景観審議会の中に設置し、必要に応じ専門的な意見を聞くための組織  
(条例第 38 条)



## 1 長野市景観審議会が審議する案件について

### 【長野市の景観を守り育てる条例】

- 景観計画を策定又は**変更**しようとするとき (第8～9条)
- 景観重要建築物及び景観重要樹木の指定**と、指定を解除するとき (第22条第1項、第25条第1項)
- 景観賞等**、顕彰をしようとするとき (第29条第3項)
- この条例に定めるもののほか、**市長の諮問に応じ景観の形成に関する事項**について調査及び審議する (第31条)

### 【長野市屋外広告物条例】(第9条第8項、第43条)

- 屋外広告物表示**禁止物件の指定**について (第3条第1項)
- 屋外広告物の**表示方法等の基準**について (第4条第1項～4項)
- 屋外広告物**規制地域の指定**、指定の解除又はその区域の変更について (第5条)
- 屋外広告物**特別規制地区の指定**、解除及び区域の変更について (第6条第1～2項)
- 屋外広告物**特別規制地区の基本方針、設置基準の制定**と変更について
- 屋外広告物モデル地区の指定、解除及び区域の変更について (第7条第1～2項)
- 屋外広告物モデル地区の基本方針、設置基準の制定と変更について
- 屋外広告物活用地区の指定、解除及び区域の変更について (第8条第1～2項)
- 屋外広告物活用地区の基本方針、設置基準の制定と変更について
- 屋外広告物規制地域、同特別規制地区、同活用地区の基準の制定と変更について (第9条第2項)
- 上記地区等における基準に適合しない場合の特例許可 (第9条第8項)

## 2 デザイン専門部会が審議する案件について

### 【長野市の景観を守り育てる条例】

○景観法に基づく行為の届出に係る**事前協議**において、景観計画に適合させるよう**助言**をしようとするとき

【条例第 36 条第 1 項第 1 号（条例第 11 条第 2 項、第 13 条第 2 項）関係】

○景観法に基づく**行為の届出**内容が、長野市景観計画に定められた景観形成基準に適合しない場合に届出者に対し設計の変更など必要な措置をとることを**勧告**又は**命令**をすることについて

【条例第 31 条第 1 項第 1 号（条例第 17 条第 2 項・第 19 条）関係】

○**景観重要建造物の増改築**等又は景観重要樹木の伐採等について

【条例第 31 条第 1 項第 1 号（条例第 23 条・第 24 条）関係】

○景観形成を特に推進する地区におけるデザインの評価について

【条例第 36 条第 1 項第 2 号関係】

○公共事業のデザインの評価について

【条例第 36 条第 1 項第 3 号関係】

○長野市景観計画に定められた高さに関する景観形成基準のただし書きについて

### 【長野市景観計画】

- ・大規模行為景観形成基準における高さ制限 30mを超える電気供給・通信施設の緩和
- ・善光寺周辺地区における高さ制限 20mを超える電気供給・通信施設の緩和
- ・大門町南景観計画推進地区における高さ制限 20mを超える電気供給・通信施設の緩和
- ・松代町景観計画推進地区における高さ制限 20mを超える電気供給・通信施設の緩和

## 3 審議会開催について

○審議会本会は、年 3～5 回程度開催（7 月 2 回、2 月 1 回開催。他は審議内容による）

○デザイン専門部会は、毎月第 4 水曜日開催（景観法に基づく行為の事前協議のため）

## 4 その他

- 審議会の開催 委員の過半数の出席が必要【条例第 35 条第 2 項】
- 審議会の議事決定 出席委員の過半数の同意が必要【条例第 35 条第 3 項】
- 専門部会の開催 委員の過半数の出席が必要【条例第 37 条第 1 項】
- 専門部会の議事決定 出席委員の過半数の同意が必要【条例第 37 条第 1 項】
- 専門部会の設置 必要に応じ専門部会を置くことができる【条例第 38 条】